

母子父子寡婦福祉資金をご利用の方へ

ひとり親等の経済的自立の援助及び生活意欲の向上と扶養している子の福祉の増進を目的に、各種資金の貸付を行います。概要は次のとおりですが、詳しくはお尋ねください。

□貸付の対象となる人

- 佐世保市内に居住している人（転宅資金は、佐世保市への転入予定者含む。）
- 母子家庭の母（児童）、父子家庭の父（児童）、寡婦（子）、父母のない児童で、**児童扶養手当を受給しているか、同程度の経済状況である人**（寡婦の場合別途所得制限があります。）
- 原則として公共料金、国民健康保険料、市民税、過去に貸し付けた福祉資金の償還金等の滞納がない人
- 原則として65歳以下の人で、償還終了時に70歳以下の人
- 他の借入金返済月額（奨学金も含む）と今回申請する本資金貸付返済月額の合計が手取り収入月額の**20%を超えない人**（ただし、子どもの修学・修業・就職にかかる資金については、連帯保証人を立てれば貸付可能な場合があります。）

※すでに支出済の費用、貸付金交付前に支払う費用は、貸付の対象になりませんのでご注意ください。

□連帯保証人が必要な場合

- 申請者が無職のとき
- 申請者が生活保護を受給しているとき
- 児童対象以外の貸付に関しては、原則、連帯保証人が1名以上必要です。弁済する資力及び能力があること（現在、定職についており借入金を返済できる能力がある 等）を条件に年1.0%の有利子で貸付けることもあります。

□貸付相談から貸付まで

ご自身で資金を準備することが難しい世帯であって、貸付期間終了後に返済が可能であることが貸付の要件です。そのため、必要な資料を提出いただき、詳しい状況をお尋ねしたうえで、限度額の範囲内で貸付を行います。**相談から貸付決定まで複数回来庁していただくことが必要で、2か月以上かかる場合が多くあります。**

□修学費用の貸付

修学資金・就学支度資金等子どもにかかる資金の貸付については、**申請者（親）が借主、修学する者（子ども）が連帯借主**となり、借主と連帯借主は同様に返済する責務を負います。

※**連帯借主となる子どもさんと面接**を行います。

※ 私立校と国公立校の併願等複数の学校を受験するときなど、手続きに要する時間の関係で申請受付ができない場合があります。また、予備校や通信教育のサポート校など貸付の対象とならない学校があります。

□修学費用等貸付期間が複数年に渡る貸付金の交付時期

初回は、可能な限り希望される日に振り込みを行うこととしていますが、**2回目以降の振り込みは下記の支払月の25日前後**となりますのでご承知おきください。

支払月	年4回（原則）	年2回（必要と認める場合）
4月	4・5・6月分	4・5・6・7・8・9月分
7月	7・8・9月分	
10月	10・11・12月分	10・11・12・1・2・3月分
1月	1・2・3月分	

「問い合わせ」 佐世保市子ども未来部 子ども支援課児童家庭係
電話代表 24-1111(内線 5437、5447) 直通 25-9717 貸付担当

□申請に必要な資料（各資金共通）

児童扶養手当証書(写)	児童扶養手当を受給していない場合は、下記のものがが必要です。 戸籍謄本又は民生委員の証明(指定様式) 扶養していることを確認できるもの。(健康保険証など)
同居者全員の収入を証明するもの	直近3か月の給与明細又は給与振込みの通帳又は申告書の写し 年金の源泉徴収票、振込通知 等
家計の支出状況がわかるもの	電気・ガス・水道・電話料金の直近3か月分の領収書、口座引き落としの場合 場合は通帳 生命保険、自動車保険、家賃等の額が確認できる保険証書又は領収書、口座引き落としの場合は通帳 等
債務やローンの状況 (借入中の奨学金含む)	借入目的、返済金額及び返済終了時期が分かる償還表等 手元に無い場合は、借入先から再発行してもらってください。
マイナンバー記載の住民票（提示） 所得課税証明書	マイナンバーカード又は提示があれば、公簿で確認しますので住民票及び所得課税証明書は不要です。
税の滞納のない証明書	市役所市民税課、支所で取得できます。(手数料1通300円)

□就学支度金、修学資金、修業資金、技能習得資金申請に必要な資料等

在学証明書、合格通知書等(写)	合否決定前に申請が必要な場合は、受験票(写)、合格後直ちに合格通知書(写)。入学後、在学証明書
就学・修学・修業に必要な費用がわかるもの ※自動車免許取得費用は別途必要書類有	入学案内、パンフレット、申込書等 (入学金、授業料、校納金、自宅外通学の家賃、寮費等) ※各費用の納入期限を明確にしてください。 ※高校までは寮費に含まれる食費は貸付の対象外です。
奨学金の手続き状況 (受給決定、申請中のとき)	奨学金の内容、金額が分かる書類 ※奨学金の受給が優先し、不足分が貸付対象となります。

□その他の資金

各資金共通書類のほか、必要経費等を明らかにする書類が必要です。

□連帯保証人の要件等（連帯保証人と面接を行います）

要件	<input type="checkbox"/> 原則として借主と同一生計ではない佐世保市内在住の3親等以内の親族の方で、保証意思、保証能力のある人 <input type="checkbox"/> 貸付時に60歳以下で、償還終了時に70歳までの人。 <input type="checkbox"/> 原則として税や、過去に貸し付けた福祉資金の償還金の滞納がない人。 <input type="checkbox"/> 他の借入金返済額と今回保証する本資金貸付返済額の合計が手取り収入の20%を超えない人	
必要書類等	住民票（世帯全部） 所得課税証明書	市内在住者は、マイナンバーカードの提示があれば、公簿で確認しますので住民票及び所得課税証明書の提出は不要です。
	家計の収支状況がわかるもの	直近3か月の給与明細又は給与振込みの通帳又は申告書の写し等 借入金がある場合は返済金額及び返済終了時期が分かる償還表等 また、家計の状況（収支等）をお尋ねします。
留意事項	<input type="checkbox"/> 原則として本人と面接を行います。 ※連帯保証人は、借主及び連帯借主と連帯して債務を負担する責務が生じます。 ※借主及び連帯借主が期限までに貸付金を返済しないときは、連帯保証人に返済していただきます。 連帯保証人は、その保証責務を十分理解したうえで引き受けください。また、配偶者の方へも十分に確認、ご理解をお願いします。	

□貸付決定後、借主と連帯保証人の印鑑証明書を添付した借用書を提出していただきます。